

近藤重蔵における「異国」と「異国境取締」

鶴田 啓

はじめに——課題と視角——

近藤重蔵は江戸幕府の臣で、諱は守重、号は正斎・昇天道人。明和八年（一七七二）先手鉄砲組与力近藤右膳守知の三男として生まれ、寛政二年（一七九〇）家督、文政十二年（一八二九）に没した。幕吏としては、寛政元年以降文政四年までに先手鉄砲組与力見習・先手鉄砲組与力・支配勘定・勘定・書物奉行・大坂弓奉行等を歴任し、また長崎奉行手附出役・関東郡代附出役・松前奉行手附出役を勤めているが⁽¹⁾、一般にはむしろ蝦夷地探検家・著述家としての側面が良く知られている。

ここで、対象を蝦夷地問題にかかわることがらに限定した上で、近藤重蔵をめぐる研究史の現状と課題について筆者なりに整理してみると、以下三点を指摘することができると思う。

第一に、近藤重蔵自身にかんする研究史の問題点である。重蔵は近世における蝦夷地探検家・開拓の先駆者として常に名前を上げられる存在であり、とくにエトロフ島においてロシア人の建てた十字架を倒して「大日本恵登呂府」「天長地久大日本國」の標柱を建てた行為は有名であって、重蔵の人柄やこれらの事蹟にかんする論稿は少なくない。しかしこまでのところ、重蔵の基本的な立場やその思想の全体像について十分な注意が払われないまま、言動や事蹟が問題とされてきた傾向は否定できないと思われる。

第二に、近年、いわゆる北方史研究の進展とともになつて多くの注目すべき研究が発表されているが、それの中でもとくに、菊池勇夫氏の指摘した蝦夷地内国化とアイヌへの改俗強制の問題⁽³⁾、藤田覚氏の指摘した幕府内部における蝦夷地「直轄・開発」論と「(松前藩への)委任・非開発」論との政治的対立の問題⁽⁴⁾、榎森進氏の指摘した財政面からみた幕府の蝦夷地政策の動搖の問題などは、重蔵の蝦夷地政策論とも密接なかかわりを持つ問題であり、こうした成果を踏まえつづけの思想や行動をどうえらぶ必要が生じていると考えられることがある。⁽⁶⁾

第三に、近年刊行された『近藤重蔵蝦夷地関係史料』に収める史料によつて、重蔵の政策論やその背後にあつた認識を検討することがこれまでより容易になつてゐると考えられることである。⁽⁸⁾

こうした課題に正面から取り組むとすれば、重蔵の海外知識の程度やその入手方法をはじめ、幕府内部や知識人層間における彼の構想や業績の位置・影響力など、幅広い範囲を総合的に考察しなければならないであろう。しかし筆者の現在の力量からして、これらの問題を全面的に取り扱うことは無理があると言わざるを得ない。そこで本稿では、『近藤重蔵蝦夷地関係史料』（以下、「史料」と略記）を主な素材とし、異国観と蝦夷地政策論の二点に対象を限定して考察を試みたいと思う。

表1 「異国」「異国人」の用例

No.	用語	使 用 文 脈	冊・頁	年 月	所 収 史 料
1	異国	我邦——と通路の場所は四ヶ所に限る	①008	寛政9年カ	上申書草案
2	異国	松前——へ交通の罪／蝦夷と——交通の媒	①125	寛政10年8月	覚帳上申書草案
3	異国	——の義穿鑿の可否	①253	寛政11年8月	松平忠明宛書状草案
4	異国	三平はクナシリにての——交易を主張	①279	寛政12年4月	上申書草案
5	異国	——への響き／——より手を引かす	②014	寛政12年5月	エトロフ書
6	異国	——より手を引かす	②027	寛政12年5月	エトロフ書
7	異国	本邦と——との境界／——より蚕食	②312	文化1年カ	上申書草案
8	異国	——の所有／——の豪傑	②313	文化1年カ	上申書草案
9	異国	——とは海路を隔てる長崎表	②314	文化1年カ	上申書草案
10	異国	カラフトの奥地——と地続同様	②315	文化1年カ	上申書草案
11	異国	御代々——往来の書翰編集	③204	文政2年11月	勤書控
12	異国人	——往来は制禁	①012	寛政9年カ	上申書草案
13	異国人	——来否情状を糺す	①054	寛政10年8月	覚帳上申書草案
14	異国人	——来否を尋ねる	①070	寛政10年8月	覚帳伺書草案
15	異国人	——来否情状を糺す	①128	寛政10年8月	覚帳上申書草案
16	異国人	當時長崎にて——応対の着衣	①135	寛政10年8月	覚帳上申書草案
17	異国人	難儀の夷人——応対を羨む	①183	寛政10年	最上常矩書状
18	異国人	——風説を内々上申	①253	寛政11年8月	松平忠明宛書状草案
19	異国人	松前藩——書状を秘す	②306	文化1年10月	上申書草案
20	異国人	——カラフト入手は容易	②315	文化1年カ	上申書草案

註　〔使用文脈〕欄の——は、〔用語〕を承ることを示す（表2以下も同じ）。

一、近藤重蔵の異国観

「異国」の用例

「異国」という語は、「玉葉」や「平家物語」にも見られ、また近世においては金地院崇伝の「異国日記」やいわゆる鎖国令の中の「異国船」への言及などが著名な用例として浮かぶよう、それ自体は新しいものではない。ここで課題は、言葉としての「異国」の推移を追うことではなく、近藤重蔵の使用する「異国」、「外夷」「外国」、「蛮夷」「蛮國」などの語のイメージをつかむことである。

そこで『史料』における「異国」の用例をまとめたものが表1である。不備な点もあるが、これを参照しつつ「異国」の用法を見ていくと、「我邦異国と通路の場所、長崎・薩摩・対馬・松前此四ヶ處ニ限り候」(①八〇)とか、「異国とハ海路を隔候長崎表すら嚴重之御備有之候」(②三四)、「權現様奉初以来御代々様異国往来之御書翰」(③二〇四)など、それが外国一般を指す語として使われていると同時に、具体的にはロシアや清朝(薩韃・満州を含む)・山靼を念頭に置いている場合が多い(表1 No. 2~8, 10, ①一二五、一五三、二七九、②三四、二七、三二二、三二三、三一五)ことが分かる。

この後者の点は、『史料』における外国の具体的な国名・民族名の登場頻度にも表われている。『史料』の中には、(重蔵からみて)歴史上の存在のものを除くと、安南・イギリス・イタリア・紅毛・山靼・清朝(薩韃・満州)・朝鮮・中国・南蛮・ロシア(赤人)・ヲロッコといった国名や民族名が出てくるが、これらのの中ではロシアへの言及とびぬけて多く、清朝と山靼(两者のほとんどは文化元年以降)がこれに次いでいる。したがって、重蔵はもちろん外国一般を「異国」と呼ぶ用法を心得てはいたが、彼にとって当面する「異国」の問題とは、第

一義的にはロシアの問題であり、文化元年以後清朝・山靼がこれに加わったと考へてよいであろう。

2 「外夷」「外国」「蛮夷」「蛮国」

つぎに、前項と関連の深い言葉として、「外夷」「外国」「外蛮」(以下総称する場合には「外(何々)」と略記)、「蛮夷」「蛮国」「蛮人」(同じく「蛮(何々)」と略記)を取り上げる。

(1) そうじて「外夷」は「異国人」と、「外国」は「異國」とほとんど同様の意味で使われている。「唐山及外国ニテ」(②三一〇)との例があり、中国は「外国」から除外されているとも考えられるが、他に例が無いので断言はできない。また「世にハ後宇多院弘安四年、異朝元

世宗至元十八年五月、蒙古賊船四千艘、其兵廿四萬余人襲來之事を以、外國來寇の初と存候ヘ共」(②三二三)とあることや、韃靼(人)・滿州(人)も「外国人」と呼んでいる(表2 No.27, ②三〇四)ことから、「外国」が対西洋諸国のみに限定されていたとは言えない。

(2) このほかにも「異國境」と「外国境」、「異國境取締」と「外国取締」とが同様の意味で使われており、また、重蔵は自ら「權現様奉初以来御代々様異国往来之御書翰凡二百余通取調編集仕候」書を「外蕃通書」「外蕃書翰」と名付けており(③二〇一、二〇四)。

(3) 「蛮夷」「蛮国」は、「蛮学」「蛮語」「蛮書」などの用例からみて「外蛮」とともにおおむね西洋人・西洋諸国を指すものと考えられるが、また「蛮船」「蛮舶」と「異国船」など相通じる表現もある。

(4) 韃靼(人)・滿州(人)については、「夷狄」「外国人」両様の例が見られる。中国に従う周辺民族の一つとしては前者が(①五、三〇四、三一一)、清朝を建ててロシア等とともにカラフトを蚕食する恐れ

のある存在に対する後者が使われている(②三〇四、三〇五、三〇八、三二〇、三一一、三一三)。

全体として、「外(何々)」「蛮(何々)」の表現は、「異國」と類似の使い方がなされており、意味の面で厳密な区別を行なつていたわけではないようである。

なお、『史料』においてアイヌは「夷人」「夷狄」「蝦夷」「蝦夷人」「夷」「外夷」とは区別し(①一二)、「蛮夷之礼育」に与る可能性のある存在としてとらえている(①一二五)。また後述するように、「蝦夷」は「日本ニ変」すべき存在(①一二、四四、五四、八四、一一)であり、「教育」「教化」の対象として見てることは注目される。

3 「異国」の領土拡大

それでは、近藤重蔵はこれら「異國」の日本への接近をどのようにとらえていたのであらうか。重蔵は「海防・辺備」の必要性にかんする所見を総合的に説明した上申書草案の中で、異国船の日本沿岸出没・ロシアの千島列島併呑(魯細亞ハ七八十年來漸强大にして、我蝦夷地方二十余嶋を取り広め、追々ハ松前表江も取掛り可申勢に相聞ヘ候)・イギリスの勢力強化について記した(①一~三)後で次のように述べる。

彼等常に航海互市を事として良國を見開き、己が領知とする事蛮書に歷然して、たとへ士農工商を商工農士と立たるが如き国俗ニ候(中略)彼等か國風数千万里之遠海に候とも、漸^(術)を以て或ハ教へ、或ハ伐ち、遂に其属國となし候を功業の第一といし候ニ付而ハ、先其國の地勢強弱を詳にし候事彼が書中に見へ候(①三)

ここでは「蛮書」の記載をもとに、(1)世界各地に領土を拡大するのは異国の国柄、(2)その手段は交易・「術」(術策)・武力であり、(3)領土の拡大に当たっては必ず相手国(の)地勢・強弱を調査する、としている。

表2 「外夷」「外国」「外蛮」、「蛮夷」「蛮国」「蛮人」の用例

No.	用語	使用文脈	冊・頁	年月	所収史料
1 2 3 4 5 6 7	外夷 外夷 外夷 外夷 外夷 外夷 外夷	我邦の人——と馴合の虞れ 我邦を——の襲う可能性は 慶長初駿河にて御目見の——來例 松前——へ御威光を張らず 夷人に——禦侮の忠心を起こす ——征討は京大坂同様の大任 ——折衝的道理	①004 ①005 ①021 ①044 ①059 ①083 ①111	寛政9年10月 寛政9年10月 寛政10年 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月	上申書草案 上申書草案 覚帳目録 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案
8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国 外国	近来我邦——の侮りを受ける ——の災いを取るは然るべからず ——の武備進退盈虛の駆引 赤人応対にて——の笑を取るべからず 御用の仕法者畜にて——への聞え恥し ——を断切る一件は隠密 多勢入込めば——への響き然るべし ——へ怨を結ばせない取扱い 永上地で日本——の境を立てる 松前——よりの書状を隠す 日本——の境を立てる大歎 ——の欲心/唐山及び——にて 上地にて日本——の境を立てる ——へ対し御瑕瑾/——來寇の歴史 ——へ与る儀は軽からず	①003 ①072 ①111 ①135 ①234 ①281 ②027 ②066 ②305 ②307 ②308 ②310 ②311 ②313 ②317	寛政9年10月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政11年6月 寛政12年4月 寛政12年5月 寛政12年5月 文化1年10月 文化1年10月 文化1年10月 文化1年10月 文化1年10月 文化1年カ 文化1年カ	上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 上申書草案 エトロフ書 エトロフ書 上申書草案 上申書草案 上申書草案 上申書草案 上申書草案 上申書草案 上申書草案 上申書草案
23	外国境	松前へ——を任すべからず	②306	文化1年10月	上申書草案
24	外国御取締	一体——は容易ならざる筋	①045	寛政10年8月	覚帳上申書草案
25 26 27 28 29	外国人 外国人 外国人 外国人 外国人	夷人是迄は——同様を正す 異国境——へ対しての取計らい ロシア人・韃靼人等—— カラフト地を——に蚕食される 松前藩漂流人の書状を——へ差戻す	①084 ②067 ②304 ②305 ②317	寛政10年8月 寛政12年5月 文化1年10月 文化1年10月 文化1年カ	覚帳上申書草案 エトロフ書 上申書草案 上申書草案 上申書草案
30 31 32 33 34 35 36	外蛮 外蛮 外蛮 外蛮 外蛮 外蛮 外蛮	——と服従の國 松前漢は——折衝の大鎮にあらず 夷狄征討——折衝は容易ならず ——夷狄の來否に拘わらず辺塞を堅める ——折衝、夷狄平征 江戸表の御威光を——に輝かす ——を禦侮するとも誠信を主とする	①021 ①107 ①109 ①110 ①111 ①124 ①134	寛政10年 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月	覚帳目録 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案
37 38 39 40	蛮夷 蛮夷 蛮夷 蛮夷	松前——の揚陸を防げず 蝦夷——の礼育に預らば反復もあらん 北方——折衝の任に阿部正精を推す 阿部正精は——の情に通じる	①010 ①125 ①145 ①146	寛政9年カ 寛政10年8月 寛政10年9月 寛政10年9月	上申書草案 覚帳上申書草案 上申書草案 上申書草案
41 42 43 44 45 46	蛮国 蛮国 蛮国 蛮国 蛮国 蛮国	——我那に蛮名を付け絵図を取る 大久保長安——に内通 ——ロシアの色分けの図 ——の情状測るべからず ——のゼラガラヒーに云々 ^タ ——の兼併は暫置き唐土は	①003 ①008 ①011 ①043 ①063 ①111	寛政9年10月 寛政9年カ 寛政9年カ 寛政10年8月 寛政10年8月 寛政10年8月	上申書草案 上申書草案 上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案 覚帳上申書草案
47 48	蛮人 蛮人	——ハンベンゴロウ ロシア初め——の国風	①002 ②303	寛政9年10月 文化1年10月	上申書草案 上申書草案

このうち、交易や術策にかんする部分は、当時蝦夷地問題にかかわっていた幕臣の間ではむしろ一般的であったと考えられ、蝦夷地御用掛りから蝦夷奉行・箱館奉行となつた羽太正養も、寛政十一年初頭における「(蝦夷地御用)掛り五人の有司商議」として、次のように記している。

彼オロシヤ人近年邦内を広げしは、合戦攻撃の業をなさず、唯仁を倣り、恵を似せて人をなづくる事、彼國の奇法にて、あまたの国々を悉く属従せしめたれば、蝦夷人もかたのごとく衰へ松前家をうらむるよしを伝へきゝ、奥蝦夷地の島々より段々になつけ、既に廿島ばかりもおのれが有となし(『休明光記』『新撰北海道史』⑤三二五~三二六頁)。

ここには、ロシアの領土拡大を武力的なものではなく「人をなづくる」=住民の撫育・懷柔によるものとらえ、千島列島を手に入れたのもこの方法によるとする認識が示されている。この点は重蔵の考え方と完全な一致を見せている。⁽¹⁴⁾

しかし重蔵の場合の特徴は、同時に軍事的な面での危機感をも強く意識していたことについた。先の上申書草案の中でも、「先海防の御手当は辺海一統と申内、房相の出崎一層肝要ニ可有之御座候、辺海ハ先急速ニ遠見番所ニ而も補理可然哉」(①六)と海防の必要を述べ、また蝦夷地・唐太の辺御備可有之事、此地ハ実ニ無人之境故、何人上陸候而も不及中々候事、前以防禦の御手当專一と奉存候(①七)と、蝦夷地・カラフトへの対策をとるべきことを強調している。さらに、後述するように、具体的な施策案においても「異国境」でのアイヌの取り込みを強調しながら、同時期に軍事的な観点からの発想が顕著に表われた蝦夷地防備構想(①八三~、一〇六)を上申している。こうした面では、

蝦夷地は四方海岸にして広大なる嶋なれば、いづこをさして堅城皆抔を設くべき謀もあらず、されば只々夷人共を厚く撫育し、ことごとく

国家の仁政にのべふし、衆人一致に心を決し、外国よりいかになづくるとも敢えてかたむかざるやうに教へなすより外に施すべき術もなし(『休明光記』『道史』⑤三三六頁)と、最初から軍事面での方策を放棄していた羽太らの考え方とは好対照であった。

4 「日本」「本邦」「我邦」と「異国」

『史料』には「日本」「本邦」「我邦」などの語もしばしば登場する。ここでは、これらのうちで「異国」「(外国)」「蛮国」などを含むとの関係について言及している箇所から、近藤重蔵の考える「異国」との関係のあり方を整理しておくことにしたい。

(1) わが国の对外関係の基本は、先にもあげたように「我邦異国と通路の場所、長崎・薩摩・対馬・松前此四ヶ処ニ限り候」(①八)、また「異国人往来候ハ制禁」(①一二)の筈、「私として異国へ交通仕」は罪(①一二五)である。

(2) ロシアに対しても、去る寛政四年に、通商交易は「長崎之外御免無之」趣を告げてある(①七⁽¹⁵⁾)。

(3) わが国が「兵強民富」の事は万国に聞えており(①三),「兵強く人勇なれハ、外夷の可襲」もない(①五)が、ロシアはじめ外國は日本のことを見ており(①二、三五、七一、三四ほか)、これに対して日本の側では外國の計略を知らず(①三ほか)、「蛮夷之事を不弁、萬国之情ニ不通、唯日本が莫大之地ハ世界有之間敷候抔談笑候徒」もいる(①一四五)のは不安である。

(4) ロシア人のウルップ島逗留をそのままに差し置くことは「国脉」において「不可然御事」(①四四、一二四)であり、同島へこちらから渡海した際に「手配之仕法手薄」に見られてはロシア人の「輕侮」を受け「日本之恥辱」(①一三三)である。また、清朝やロシアからカラフ

ト・西蝦夷地の方面を蚕食されることは「外国江対し本邦之御瑕璉」
(2)三一三)である。

(5) したがつて、日本と外国の境をしつかりと立てなければならない。
そのためには後述するように蝦夷地・異国境の取り締まりが必要であ
り、当面ウルップ島のロシア人に対しては自ら退去するよう仕向ける
方策をとる。

断片的な用例からの分析で不十分ながら、重蔵がいわゆる「四つの
口」¹⁶を前提としつつ、外国によるこの体制侵害の危機を感じ取っていた
こと、その背後にそれを「國脉」において然るべきからざること、「恥辱」
「瑕璉」と感じる意識があつたことが分かる。しかし『史料』の中に
は、レザノフの長崎来航およびそれに対する幕府の処置や、カラフトに
おけるアイヌ・山靼人間の交易をどう見るかについての言及はない。

本節での考察結果から、近藤重蔵の「異国」観および「異国」と「日
本」との関係についての認識の特徴として以下の三点を指摘できよう。

第一に、重蔵が「異国」(外(何々))「蛮(何々)」も同様)と言うと
き、それが外国一般を指すこともあるが、主として念頭に置かれていた
のはロシア、次いで清朝・山靼である。第二に、「異国」は、わが国を
術策あるいは軍事力による領土拡大の対象として狙っている。そして第三に、こうした動きに対しても手手段を講じ、「恥辱」「瑕
璉」とならないようにしなければならない。

一、蝦夷地政策論の特徴

1 外国勢力接近の脅威

前節では、諸外国の領土拡大の特質と、それがわが国に及ぶことを阻
止しなければならないとする近藤重蔵の意識について確認したが、より
具体的なレベルで重蔵はいかなる危機感を持っていたのだろうか。そこ

でまず、外国勢力の接近がわが国にどのような事態をもたらすと考えて
いたかをみることにしたい。

先にも引用した「海防・辺備」の必要性にかんする上申書草案の中
で、重蔵はまず近年異国船がしばしばわが国の沿岸に出現するのには、
「不唯事儀」であり、邦の大患を生じると言う(①一)。そして、(1)外國
人が「奇術」を用いる場合、(2)外國船が直接江戸湾に乗り込んで来る場
合、(3)外國人が人跡希な場所に上陸する場合、を想定してそれぞれ次の
ようく述べる。

(1) 彼等ハ本と耶穌の國々なれハ、いかなる奇術して我民を教誘せんも
計り知るべからず、其證ハ寛永十七年・同一二十年薩摩・筑前へ渡り、
又正徳(マツダ)年薩摩へ來候伴天連之類、尤以□畏事、是六、我邦の人如何
なる者の外夷と馴合候もの可有哉も難計(①四)

(2) 蛮舶多く房總・相豆の沖に屯し、石火矢を放ち回船を劫脅候ハ、
(中略)都下之騒擾不一方、就而ハ盜賊火災等の患も可有之、又抜荷
密買等の事も追々相始り候様ニ可相成、其期ニ至り候而ハ防禦之御手
當余程之御事ト奉存候、右之ことくニ相成候ハ、後來ハ常々の事と
相成、人々も不怪様ニなり行き、且ハ我邦の人情、新を好み、新奇に
馴せ候類多候ヘハ、其内にハ内通致し候者出来、彼の耶穌の類蜂起も
難計(①五〇)

(3) (異国人が)遠国辺土人跡至る事希なる所ニ上陸いたし、砦を構へ兵
を備へ候様なる事も出来可申、遂にハ國家の一大事ニ可及哉と甚以痛
心惱悽此事ニ御座候(①六)

ここで重蔵の心配の重点は、異国船の頻繁な来航によつてわが国の民
が異国人と馴れ合い、その術中に入つて内通するようになるかも知れな
い、キリシタンが蜂起するかも知れない、という点にあつたことが分か
る。異国船が江戸湾に現れた場合でも、その直接の攻撃よりもそれによ

つて生じる国内の混乱が重視されている。また、(3)の場合においても、問題は、松前道広がロシアに内通する可能性のあること(①八)や、アイヌがロシア人の撫育を受けて彼らに服従するようになること(①五八ほか)なのであった。

2 「異国境」と「異国境取締」(1)

『史料』には、蝦夷地対策の重点として「異国境取締」という表現がたびたび使われている。この「異国境取締」、そして「異国境」の用法は、近藤重蔵の蝦夷地政策論を考える上で一つのキーワードであろう。

そこで、表3に「異国境」・「異国境取締」両語の用例をまとめた。まず、「異国境」とは何だろうか。重蔵によれば、松前藩は「異国境甚不取ノ」(表3 No.5、①一二五)で、同藩委任のままでは「異国境」金城湯地を放置することとなるとし(同No.1、①四四)、また同藩への委任は不可(同No.20、②三〇六)である。その具体的な地理としては、異国境殊ニ領主直支配ニ而家臣給地も無之候間、東ハツケシ・キイタツフ・クナシリ三場所、西ハソウヤ・唐太・シャリ三場所、此外

(中略) 江御教介抱被仰付(①五〇)

とあるように、アッケシ・キイタツフ・クナシリ・ソウヤ・カラフト・シャリの各場所は「異国境」の場所である。ウルツプ島は「異国境」同様の場所(表3 No.11、①二六一)、重蔵が場所掛りであったエトロフ島は「異国境」の虎口(同No.12~14、17、②二四、二三、二七、二八一)ないしは「異国境」の場所(同No.15、19、24、②四八、二八五、三九〇)、「異国境」へ隣り(同No.18、②二八三)であるとされる。また、畢竟口奥蝦夷地之儀者藩域之内、開墾教化如何ニも手段可相成候得とも、第一異国境御取締之儀者実以不容易御事と奉存候ニ付、先夏秋之間追々東西之辺塞見届、夷狄之風土人情脉認仕、シモシリ嶋已往夷人之叛服も可相紀(①二二三)

ともあることから、重蔵は「異国境」を、日本の領内で異国と隣合う地域を指すものとして使用していることが分かる。

もつとも、彼に線としての国境・人為的に定めた境界としての国境についての知識がなかつたわけではない。「邊要分界図考」の存在や、『史料』の中でもネルチンスク条約またはキヤフタ条約に触れている箇所がある(②三一四)ことはこのことを証している。むしろ、次のように述べていることから、当面ロシア人と「国境之論」「理詰之勝負」になつては不利との判断があつたことが分かる。

(ウルツプ島へ渡れば、在留のロシア人と) 国境之論に相成可申候ヘとも、彼ハ四ヶ年已来越年、住家も補理、此者蝦夷夏秋之間罷越候迄ニ而、(中略) 容易ニ及懸合候ハ、却而理詰之勝負と相成、萬一外国之災を取候事も候而者甚不可然義ニ有之(①七二)

さらに注目されるのは、この境界を決定する要素を、そこにどちらの側の住民が住んでいるか、あるいは次に示すように、その住民がどちらの風俗であるか、どちらの方に服従しているかという点に置いていることである。

我ウルツプ嶋カムシャッケイ迄之間二十余嶋、元來日本之蝦夷ニ相違無之候、訖者、右嶋名之出候處尽く蝦夷之常言ニ而、コタンと申候者國并所之義、モシリと申候者嶋之儀ニ有之候(①一〇五)

シモシリ嶋者クナシリ嶋カムシガ島之由ニ而、右嶋住居之蝦夷者三十年程已前迄者此方之蝦夷同様ニ有之候處、近比者不殘赤人風俗と相成、赤人カムシ付候由ニ而髪を結、被り物并衣類・股引・履物迄も悉く赤人之通ニ仕立(①九九~一〇〇)

一軒 本邦と異国と之境界急度不相立候而ハ、後代ニ至り異國カムサ食仕間敷ものニも無之、既ニ東蝦夷地之義も、ウルツプノ先々カムサスカ迄凡十二三嶋往古カム日本江属候蝦夷ニ有之候處、松前之政事不取

表3 「異国境」「異国境取締」の用例

No.	用語	使用文脈	冊・頁	年月	所収史料
1	異国境	——金城湯地を置く	①044	寛政10年8月	覚帳上申書草案
2	異国境手薄	——勤番武備手薄	①045	寛政10年8月	覚帳上申書草案
3	異国境領主直支配場所にて御救介抱	——領主直支配場所にて御救介抱	①050	寛政10年8月	覚帳上申書草案
4	異国境金城湯地を置く	——金城湯地を置く	①124	寛政10年8月	覚帳上申書草案
5	松前藩は不取締	松前藩は——不取締	①125	寛政10年8月	覚帳上申書草案
6	異国境領主直支配場所にて御救介抱	——領主直支配場所にて御救介抱	①126	寛政10年8月	覚帳上申書草案
7	異国境に付最上徳内存寄書	——に付最上徳内存寄書	①132	寛政10年	覚帳上申書目録
8	異国境に付不安の趣	——に付不安の趣	①140	寛政10年8月	覚帳上申書草案
9	異国境の地名	——の地名	①144	寛政10年5月	上申書證并口上覺
10	異国境のみ取懸るは宜しからず	——のみ取懸るは宜しからず	①183	寛政10年	最上常矩書状
11	異国境ウルツブは同様の場所	ウルツブは——同様の場所	①261	寛政11年8月	上申書草案
12	異国境エトロフは虎口	エトロフは——の虎口	②014	寛政12年5月	エトロフ書
13	異国境エトロフは虎口	エトロフは——の虎口	②022	寛政12年5月	エトロフ書
14	異国境エトロフは虎口	エトロフは——の虎口	②027	寛政12年5月	エトロフ書
15	異国境エトロフは場所	エトロフは——の場所	②048	寛政12年5月	エトロフ書
16	異国境外国人への取計らい大切	——外国人への取計らい大切	②067	寛政12年5月	エトロフ書
17	異国境エトロフは小口	エトロフは——の小口	②281	寛政12年	上申書草案等綴
18	異国境エトロフは隣り	エトロフは——へ隣り	②283	寛政12年	上申書草案等綴
19	異国境エトロフは肝要の場所	エトロフは——肝要の場所	②285	寛政12年	上申書草案等綴
20	異国境松前藩へ委任の可否	松前藩へ——委任の可否	②306	文化1年10月	上申書草案
21	異国境の大任/忠者を差置き	——の大任/忠者を——へ差置き	②307	文化1年10月	上申書草案
22	異国境四五百里の外/地理	四五百里の外——/地理	②314	文化1年カ	上申書草案
23	異国境異変の節/大切の虎口	——異変の節/——大切の虎口	②319	文化1年カ	上申書草案
24	異国境エトロフはにて調役以上繁々代 る	エトロフは——にて調役以上繁々代 る	②396	文化1年カ	上申書草案并覺書
25	異国境御取處	蝦夷地並——に付存寄の趣	①123	寛政10年8月	覚帳上申書草案
26	異国境御取メ	——に付存寄の趣	①017	寛政10年	覚帳上申書目録
27	異国境御取締	——は容易ならず	①023	寛政10年8月	覚帳上申書草案
28	異国境御取締	——に付存寄の趣	①043	寛政10年8月	覚帳上申書草案
29	異国境御取締	西蝦夷地——に付松前へ質問か	①047	寛政10年8月	覚帳上申書草案
30	異国境御取メ	——は容易ならず——付けば御為	①070	寛政10年8月	覚帳上申書草案
31	魯齊亞国境取締	東蝦夷地は——の場所	①140	寛政10年8月	覚帳上申書草案
32	異国境御取締	——急度相立つべし	①182	寛政10年	最上常矩書状
33	異国境御取締	——付く様出精	①288	寛政12年4月	上申書草案
34	異国境御取締	——急度相立つべしと得意	①291	寛政12年4月	林衡等宛書状草案
35	異国境御取締	御威光にて——急度相立つべし	①301	寛政12年4月	林衡等宛書状草案
36	異国境御取締	此度——弥制定の趣	②003	寛政12年5月	エトロフ書
37	異国境御取メ	鯨漁は——と蝦夷地眞いの基	②007	寛政12年5月	エトロフ書
38	異国境之御取メ	——敢て失費を厭わざる趣なれど	②014	寛政12年5月	エトロフ書
39	異国境御取メ	鯨漁は——と蝦夷地眞いの基	②020	寛政12年5月	エトロフ書
40	異国境御取メ	新開整い夷人御教且——出来	②028	寛政12年5月	エトロフ書
41	異国境御取締	——処置心付の趣を内密に上申す	②046	寛政12年5月	エトロフ書
42	異国境御取メ	松前藩にて——出来ず	②302	文化1年10月	上申書草案
43	異国境御取メ	東西一円上地にて——急度相立つべ し	②306	文化1年10月	上申書草案
44	異国境之御取締	所替にて——急度相立たん カラフト地——有れば安心	②307	文化1年10月	上申書草案
45	異国境御取メ	——これ無し	②314	文化1年カ	上申書草案
46	異国境之方御備 御取締		②315	文化1年カ	上申書草案
47	異国境に至り候 て曾て御備御取 締		②318	文化1年カ	上申書草案
48	異国境御取締	鞆靼并ロシア両国——は論既に定ま る	②319	文化1年カ	上申書草案
49	異国境御取メ	ロシア并満州山丹等の——に付処置	②320	文化1年カ	上申書草案
50	異国境不取メ	松前藩にては本邦——	②320	文化1年カ	上申書草案
51	異国境御取メ	——の故上地との辞命然るべし	②396	文化4年カ	上申書草案并覺書
52	異国境御取メ	上地は——・夷人撫育の主意	③144	文化5年2月	遠山景晋上申書草 案
53	満州山丹境目御 取メ	——を糺す			
54	異国境御取締	松前蝦夷地並——に付存寄の趣	③199	文政2年11月	勤書控
55	異国境御取締	——并蝦夷地処置に付存寄の趣	③202	文政2年11月	勤書控
56	異国境御取メ	蝦夷地——并ロシア人に付存寄	③203	文政2年11月	勤書控

締ニ付、追々魯西亞人ニ被奪取、蝦夷人迄も悉くロシヤ人ニ服従仕、

口惜キ次第ニ候、西蝦夷地・カラフト之儀も山丹人・ヲロコ人等常々往来交易仕、且その地満州韃靼・ヲロシヤ境ニも相接候處、松前若狭守方ニ而ハ曾而貢着不仕、一向不取締(②三二二~三二三)

つまり、重蔵の考えるところ、千島列島やカラフトは、基本的に、蝦夷人すなわち日本—松前藩に従うアイヌおよびそれと同じ風俗の者の居住している地域であるがゆえに、日本の領分なのである。彼の構想からシモシリ島以北の島々が外れているのも、そこではすでにロシア人が原住者を彼らの風俗に化し終えているとの認識があつたからであつた。

3 「異国境」と「異国境取締」(2)

右に述べたことは、逆に言えば、アイヌがいつたんロシアや山靼の支配下に入りロシア風俗・山靼風俗などになれば、その地域を日本の領分として主張する根拠は失われてしまう、ということになる。そこで、諸外国の勢力下に組み込まれていないエトロフ島・カラフトまでわが国の支配を及ぼすことが急務だと重蔵は考える。

しかし、松前藩はと見れば、同藩はこれまでアイヌに対して「寸分之恩徳も無之」(①四九)、「広土衆夷を以一切ニ請負町人へ売置候」(①一二五)存在である以上、「異国境取締」の主体となることは到底期待しない。重蔵が執拗にその所替と幕府の蝦夷地直轄を主張するのもこのためであった。

また、重蔵の蝦夷地政策論の中で「異国境取締」は、蝦夷地の上知・防備、(蝦夷地の)アイヌ撫育とならんで位置づけられていたことが次のように確認できる。

一二ハ松前を御料ニ被成、相應之被仰付、二ニハ蝦夷一統振起候様德政被仰出、三ニハ異国境金城湯地被置候ニも不及、風を移、俗を易へ、江戸表之御恩徳蝦夷ニ涵洽し、江戸表之御威光外蛮ニ輝被候義、
(武備)又ハ「御堅」脱カ

第一急務と奉存候 (①一二四)

さらに、「異国境取締」は、蝦夷地の処置やアイヌの撫育と密接な関連を持ち(表3 №29、40、41、52、54~56、①四七、②二八、四六、三九六、③一九九、二〇二、二〇三)、容易ならざる事(同№27、30、31、①二三、七〇、一四〇)ではあるがきちんと付けなければならない(同№31、33~36、44、45、①一四〇、二八八、二九一、三〇一、②三、三〇七、三〇八)、ともざれる。

それでは、このように言われる「異国境取締」とは、どのような策をとることなのか。残念ながら、『史料』の中で重蔵がこの語の内容を具体的に説明している箇所は見当たらない。しかし、さきほどからの文脈でいえば、それは「異国境」に住むアイヌをこちら側の支配下にしつかりと組み入れることにはかならないであろう。

そこで、彼自らが掛りとして携わり、また「(ロシアは)エトロフ島迄も併呑可仕候處、格別之御英断を以箱館より東蝦夷地奥嶋々迄不残永上地被仰出、エトロフ島迄も屹度御取締相立」(②三〇三)、「東蝦夷地諸嶋之方ハロシヤる仕懸ケ來候を、エトロフ島ニて喰留メ候」(②三一四)と評価・自負する、エトロフ島における「異国境取締」を例にみるとしよう。

重蔵がエトロフ島において、航送した食料品や衣服の分配、漁場の設定、アイヌの改俗・改名・郷村割などを行なつたことは良く知られている。たとえば、「近藤守重事蹟考」では、
満船の米鹽衣服諸品を揚陸し、先づ之を男女土人に分ち、翌日より嘉兵衛其率ゆる所の手代に、漁夫と土人若干名を付し、前年検定し置たる海岸に就き、漁場十七ヶ所を開かしめ、漁夫土人に食料漁網漁具を分与し、漁業の仕方を教へ、諭すに國家洪福の恩を以てす、(中略)
其後守重又風俗改易の事を諭しければ、(中略)守重遂に押捉全島に、

郷村の制を創め、郷村名を定む⁽¹⁸⁾

と記す。そして、これらの施策を貫く基本方針が、同島の「開発（開国）」とアイヌの「教育」であった。重蔵は相役（エトロフ島掛り）の山田嘉充と連名の上申書草案の中で、「此度御用之御趣意者、全く開國御

取締之御事ニ而、第一夷人を教育心服致候様取計可申、曾以御益を謀り候義者無之候間、其処ニ目を付、只々夷人共潤ひ候義專要之目當ニ致し候義与相心得罷在」（①二三一）と述べている。また、このことは表4のよう、寛政十年～同十二年にかけて「開国」「開発」「教育」「教化」などの語が集中的に使われていてことにも端的に表われている。

右の諸施策との関連でいえば、「異国境取締」とは、「開発」によって衣食の面でアイヌの生活向上を図り、同時に「江戸表」「本邦」の有難さを「教育」し、郷村割・人別改・改俗・改名と併せて「此方蝦夷」⁽¹⁹⁾としての自覚を持たせ、外国勢力に靡くことを防ぐ、という構想であったと考えられる。こうした路線は、蝦夷地御用掛りの当初の商議にあつた「只々夷人共を厚く撫育し、ことごとく国家の仁政にのべふし、衆人一致に心を決し、外国よりいかになづくるとも敢てかたむかざるやうに教へなす」という方針（『休明光記』『道史』⑤三二六頁）とも一致するものであつた。

重蔵らが寛政十二年五月、エトロフアイヌに対して「開発」の趣を申し渡した際の文言は次のようなものであつた。

一、此度開發被仰出候義者、畢竟離島之義、夷人共衣食米酒多葉粉等不自由之上、ケカチ（アイヌ語、飢餓）等之節別而難儀之趣ニ相聞候間、夷人共を不便ニ思召候格別之儀を以御救之ため新聞被仰付候條、後々子孫迄も江戸表之御事難有奉存候、当御時節新聞之儀、御厚恩之程永く忘却仕間敷候事（①三四〇～三四一）

また、この件について蝦夷地御用掛りへの報告では「去年申渡置候通

り此度亦開發被仰付候旨申渡候処、蝦夷共一統難有奉存候旨御請仕候」（②二）とも書いている。「難有」の語に、重蔵らの意識が象徴的に示されていると言えよう。

4 蝦夷地の防備

つぎに、「異国境取締」と並んで近藤重蔵の政策論の中心にあつた、蝦夷地の防備について検討することにしたい。

重蔵の蝦夷地防備にかんする考え方を示すものとしては、西蝦夷地の調査を終えた彼が江戸帰着後の文化四年十二月に提出した「總蝦夷地御要害之儀ニ付心得候趣申上候書付」（以下、構想IIと略記、構想Iは後掲）が、「近藤守重事蹟考」にも所収され良く知られている。自ら「總夷地永久堅固ノ御仕法」と述べるこの構想の要点は次のとおりである（「事蹟考」三六〇～四〇頁）。

(1) 蝦夷地中土に防備の拠点を置く。その候補地は、第一が石狩川筋カバト付近、ほかにタカシマ・ヲタルナイの奥、またはサッポロの西テンゴ山付近。

(2) 国地計略の基は穀物生産と道路開鑿である。稻作は無理としても、麥稗雜穀の作付は總蝦夷地の内どこでも可能である。また右の拠点から各所への道路を三年以内に開く。

(3) 箱館・江差は外國船の襲撃に対して地理が宜しくない。要害の地野崎に築城し、箱館は蝦夷地の產物を運搬する廻船の港として位置づける。松前住在の者は野崎に移住させる。

(4) 各地要所に陣屋を置き、陣屋七（八箇所・出張陣屋六・七箇所）を設置する。各陣屋には相応に大筒等を備え、アイヌを「土兵」に取り立てれば、「如何成外寇襲来候トモ胆略サヘ有之候人ヲ被差置候ハ、小人数ニテモ丈夫ニ喰留」ができる。

しかしこの一〇年前の寛政十年八月時点では、重蔵は全蝦夷地の幕府直

表4 「開発」「開国」「教育」「教化」の用例

No.	用語	使 用 文 脍	冊・頁	年 月	所収史料
1	開国	此度御用の趣意は——・取締	①231	寛政11年 6月	上申書草案
2	開国	——の手初め壳渡諸色下直に	①233	寛政11年 6月	上申書草案
3	開国	小利に屈託し——・教育の遠謀を忘れる	①234	寛政11年 6月	上申書草案
4	開国	——・取締の趣意——手初め	①239	寛政11年 6月	上申書草案
5	開国	交易懸り仕法は——に差障り	①245	寛政11年 6月	上申書草案
6	開国	エトロフ——の必要性	①260	寛政11年 8月	上申書草案
7	開国	高橋一宅はエトロフ——に反対	①261	寛政11年 8月	上申書草案
8	開国	蝦夷御用老中惣掛となるは——繁栄の基	①273	寛政12年 2月	松平忠明宛書状
9	開国	エトロフ——の可否は国家の大事	①278	寛政12年 4月	上申書草案
10	開国	エトロフ——は國家の為	①279	寛政12年 4月	上申書草案
11	開国	エトロフ——は国家の大事	①280	寛政12年 4月	上申書草案
12	開国	村上常福は——御用を衰靡させる	①296	寛政12年 4月	林衡宛書状草案
13	開国	村上常福は——御用に出精せず	①298	寛政12年 4月	林衡宛書状草案
14	開発	奥蝦夷地より——するか	①011	寛政 9年 カ	上申書草案
15	開発	松前藩にて蝦夷地——可能か御尋	①012	寛政 9年 カ	上申書草案
16	開発	自然と——出来	①020	寛政10年	覚帳日録
17	開発	北蝦夷地——にて三四百万石の由	①110	寛政10年 8月頃	覚帳上申書草案
18	開発	蝦夷地木材江戸廻しは——の一助	①243	寛政11年 6月	上申書草案
19	開発	既にエトロフ——に決す	①278	寛政12年 4月	上申書草案
20	開発	既にエトロフ——に決す	①280	寛政12年 4月	会所日記
21	開発	エトロフ——を蝦夷へ申渡す	①340	寛政12年 4月	会所日記
22	開発	エトロフ——に付申渡す	①342	寛政12年 4月	エトロフ書
23	開発	エトロフ蝦夷へ——申渡	②001	寛政12年 5月	エトロフ書
24	開発	教育・——行届けば要害の一助	②002	寛政12年 5月	エトロフ書
25	開発	エトロフ——済むを上申	②005	寛政12年 5月	エトロフ書
26	開発	教育・——行届けば要害の一助	②009	寛政12年 5月	エトロフ書
27	開発	此度はエトロフ手初の折柄	②012	寛政12年 5月	エトロフ書
28	開発	最早——の趣意届くとは申しながら	②016	寛政12年 5月	エトロフ書
29	開発	最早——相済む折柄	②018	寛政12年 5月	エトロフ書
30	開発	エトロフ新規——相済む	②020	寛政12年 5月	エトロフ書
31	開発	エトロフ——役人へ赤人祝儀を贈る	②066	寛政12年 5月	エトロフ書
32	開発	箱館の新田——に莫大の入用を懸ける	②396	文化 4年 カ	上申書草案
33	開発	蝦夷地取締御用にてエトロフ島——	③199	文政 2年 11月	并覚書 勤書控
34	教育	開國取締の為夷人の——・心服第一	①231	寛政11年 6月	上申書草案
35	教育	小利に屈託し開國・——の遠謀を忘れる	①234	寛政11年 6月	上申書草案
36	教育	会所の仕法厳密にて——等へ手が廻らず	①238	寛政11年 6月	上申書草案
37	教育	当時の仕法——全く無し	①239	寛政11年 6月	上申書草案
38	教育	当時の仕法——等行届ず	①244	寛政11年 6月	上申書草案
39	教育	エトロフ蝦夷へ——・鼓舞の覚悟	①250	寛政11年 8月	松平忠明宛書状草案
40	教育	エトロフ蝦夷をクナシリで——は宣しからず	①262	寛政11年 8月	上申書草案
41	教育	利勘の仕法にて——等に至らず	①288	寛政12年 4月	林衡等宛書状草案
42	教育	——行われる事を願う	①291	寛政12年 4月	林衡等宛書状草案
43	教育	実々の開業・——なら何年越年も構わず	①303	寛政12年 4月	林衡等宛書状草案
44	教育	——・開発行届けば要害の一助	②002	寛政12年 5月	エトロフ書
45	教育	——・開発行届けば要害の一助	②009	寛政12年 5月	エトロフ書
46	教育	——行届く様勘弁の積り	②010	寛政12年 5月	エトロフ書
47	教育	新開・——の折番人へも注意	②055	寛政12年 5月	エトロフ書
48	教育	遣方に屈託せぬ様蝦夷を——す	②061	寛政12年 5月	エトロフ書
49	教育	エトロフ蝦夷——の為同心派遣を請う	②285	寛政12年	上申書草案等綴
50	教化	藩域の内は開墾・——容易	①023	寛政10年 8月	覚帳伺書草案
51	教化	開墾・——成るべき地に越年す	①028	寛政10年 8月	覚帳伺書草案
52	教化	蝦夷地開墾・——の裁否を試みる	①054	寛政10年 8月	覚帳上申書草案
53	教化	藩域の内は開墾・——容易	①070	寛政10年 8月	覚帳伺書草案
54	教化	蝦夷に文字・——を広める	①084	寛政10年 8月	覚帳伺書草案
55	教化	文字を教え——を広める	①111	寛政10年 8月	覚帳上申書草案
56	教化	農祭・——裁否を試みる	①128	寛政10年 8月	覚帳上申書草案
57	教化	蝦夷未開ゆえ漸々の——肝要	①235	寛政11年 6月	上申書草案
58	教化	風俗——の為佞人を除きたし	①292	寛政12年 4月	林衡等宛書状草案
59	教化	風俗を正し——を明にしたし	①297	寛政12年 4月	林衡等宛書状草案

轉化を前提として、右と良く似た蝦夷地防備計画を構想していた（以下、構想Iと略記）。その概要是次のようなものであった。（①八三、一〇八）
九
（22）

- (1) 戸辺地の北野崎に新規築城し、十万石以上の大名一名を置く。
- (2) 石狩に奉行を置き、「石狩川上」へ砦塁を築く。
- (3) (1)の大名または(2)の奉行のいずれかを「惣蝦夷地鎮護総督」に任命して「外夷征討」の任に当たらせる。
- (4) 蝦夷地内各所に陣屋と遠見船改番所を設置し、御家人一兩人を派遣して屯田の形で在住させる。また、アイヌを「土兵」に取り立てる。
- (5) キイタップ（トクナシリ）にロシアへの備えとして津軽藩の人数を、ソウヤ（トカラフト）に山靼への備えとして南部藩の人数を、そして箱館には秋田藩の人数を詰めさせる。
- (6) 運上屋・請負人は當面これまで通りとするが、諸場所へ普請役や小人目付を派遣して御教介抱を行う。
- (7) その他、「石狩川上」を中心とした新道の開鑿。

両者を比較すると、蝦夷地御用掛（のち蝦夷奉行・箱館奉行）の設置にともなって構想Iの(1)～(3)については変更が加えられているが、石狩を中心とした四方への道路開鑿、各所への陣屋設置、野崎への築城、アイヌによる「土兵」など基本は変わっていない。また構想IIには諸藩兵動員についての言及がないが、これはすでに箱館奉行所を軸として実現していたからとくに触れなかつたのである。

また、文化三四年に露呈した、実際に異国船の襲来が起きた場合の軍事的な対応能力不足という問題については、構想IIの草案の一部と考えられる史料（②三八八）において、（イ）手配・準備不足（②三八八）、（ロ）「異国境御取締・夷人御撫育之御主意」を忘れ「箱館而已を賑敷様ニ取計」つてきたこと（②三九六）、（ハ）箱館詰幕府役人・エトロフ掛り

・諸藩兵などの逃げ腰・混乱（②三九四、三九六、三九九）などが批判されていることから、重蔵は原因をこれらに求めていたことが分かる。したがつて、彼が構想Iの時点で外国船による直接攻撃の蓋然性をどの程度見積もつたかについては不明な部分を残すとしても、この間一貫してこれらの防備計画を実施に移せば対応は可能と考えていたとみるのが妥当であろう。

しかし、周知のように、金蝦夷地の上知が実現したのは文化四年二月のことであり、その後も文政四年にこれを松前氏に還付するまで、蝦夷地に對して積極的な処置を行なうべきだとする意見は幕府の中で主流とはならなかつた。したがつて、当時の政治情勢の中でこれら重蔵の防備構想が実行される機会は、現実には起らなかつたのである。²⁴⁾

おわりに

本稿で考察してきたことから、近藤重蔵の異国観や蝦夷地政策論の特徴についてまとめるに、以下のようなようになろう。

- (1) 「異国」＝外国勢力の接近に対する彼の危機感は、第一には、わが国の人民が外国人と親密になり、キリシタンも蜂起するのではないかという点にあり、第二には、軍事的な脅威の問題であった。
- (2) 前項の認識に即して彼が考出した対策とは、石狩・野崎を拠点とした蝦夷地の防備体制整備と、とくに「異国境」におけるアイヌの撫育・教化（「異国境取締」）であり、彼自身掛りとなつたエトロフ島においては後者の政策を実行に移している。
- (3) 寛政九年から文化五年までの期間をみた場合、認識・構想の枠組に大きな変化はみられない。ただ、途中から撫育・教化への言及が寡くなつてゐること、清朝・山靼の脅威が強調されるようになつてゐるところが目立つ。

しかし、「はじめに」でも述べたように、本稿では重蔵の献策と当時の幕府の蝦夷地政策との関連や、彼の発想や業績がその後に与えた影響などの問題にかんしては、まったく触れることがでなかつた。これらについては、今後の課題としたい。

三

- (1) 重蔵の伝記としては、長田権二郎『近藤重蔵』(一八九六・蒙書房)、村尾元長『近藤守重事蹟考』(『近藤正斋全集』第一、一九〇五・国書刊行会、所収)、浅見安左衛門・東野善一郎『幽囚後之近藤重蔵』(同上)、小野金次郎『近藤重蔵』(一九四一・教材社)など、書物奉行としての重蔵を扱ったものは森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』(一九三三・昭和書房)、福井保『近藤重蔵関係文書解題』(『内閣文庫書誌の研究』一九八〇・青裳堂書店、所収)、またエトロフ島での建標にかんしては重田定一「捉建標に就きて」(『歴史と地理』一九一五号、一九一二)、河野常吉「國後捉建標に關する断案」(同右)などがある。

(2) 前掲重田論文は寛政十年に「大日本惠土呂府」、同十二年に「天長地久大日本国」のものを建てたとし、河野論文は寛政十年・同十二年のものともに文面は「大日本恵登呂府」であつたとする。いま両説を勘案して仮に本文のように表記した。

(3) 菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』(一九八四・雄山閣)。とくに同書第一部「幕藩体制解体期の蝦夷地支配」。

(4) 藤田覚『蝦夷地第一次上知の政治過程』(田中健夫編『日本前近代の国家と对外関係』、一九八七・吉川弘文館、所収)。

(5) 棚森進『幕府の蝦夷地直轄と松前奉行』(『歴史と地理』三九一号、一九八八)。

(6) また、さらに視野を広げれば、荒野泰典氏が日本近世の对外関係を特徴づけるものとして主張している「海禁」・「日本型華夷秩序」概念(荒野『近世日本と東アジア』、一九八八・東京大学出版会)の、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての幕府内部における実質的な意味を検証する素材としても有効であろう。

(7) 一〇三、東京大学史料編纂所編、一九八四〇八九・東京大学出版会。同

書には計四〇余点の史料を収めるが、これは蝦夷地問題にかかる現存重蔵史料（編著書を除く）の大部分を占めると考えられる（山口静子「近藤重蔵の史料—史料編纂所所蔵『近藤重蔵遺書』に見る」）△『東京大学史料編纂所報』一八号、一九八三▽参照）。その特徴としては、(1)上申書類（建言書・報告書・復命書など）の草案が多数を占めていること、(2)年代的に見ると、寛政九年～十二年、文化元年、同四年～五年にほぼ集中しており、かつ寛政年間のものが圧倒的に多いことである。第一の特徴は、『史料』が当時の蝦夷地問題に対する重蔵の政策論を知る上で有効な素材であることを示しており、また第二の特徴からは、これらの所収史料が彼の当時の任務（御用）と密接な関係にあることが分かる。

(8) そのとき問題となるのが、(イ) 蝦夷地関係の任務に就いていない時期の史料の性格づけ、(ロ) 享和元年と二年にはほとんど史料が見られないこと、(ハ) 十余年にわたる収載期間の中で、重蔵の考えはどれだけ一貫していたか、である。(イ)については、該当史料がそれぞれ林衡・中川忠英・堀田正敦という重蔵と親交の深い人物に対して提出したもの、ないしは戸田氏教のように蝦夷地直轄・開発論の中心的存在と目される人物からの要望に応じての上申であることが確認できる。(ロ)については、蝦夷地問題をめぐる享和元年以降の幕府内部での深刻な路線対立と、それによる直轄・開発方針の後退を考えることによって説明が可能であろう。(ハ)については、本稿での検討内容を先取りして言えば、基本的な発想は変わらず、ただ重点の置き方に変化が見られる、ということになる。なお、右の(イ)・(ロ)にかんしては前掲藤田論文・同山口論文を参照。

『近藤重蔵蝦夷地関係史料』に表われた重蔵の蝦夷地問題にかんする建

『近藤重蔵蝦夷地関係史料』に表われた重蔵の蝦夷地問題にかんする建議の基本に、強い幕臣としての意識があつたことは、(1)「公儀」「國家」の用法（これらの語はほとんど江戸幕府と同義に使われてゐる）、(2)蝦夷地・松前藩所替の問題において、異国にかかる問題は幕府の管掌すべき事項だとする原則を、上知・所替によつて予想される諸問題よりも重視し、一貫して幕府直轄推進の意見であること（この点では蝦夷地御用掛りや戸田氏教らの路線に近い）などから確認できる。

(9) 『日本国語大辞典』第二卷（一九七三・小学館）、一四頁。

(10) 見出しの語が同一頁に二回以上登場する場合、「使用文脈」はそのすべてを網羅してはいない。このことは表2以下も同様である。

(11) 以下、「史料」からの引用は冊次と頁数をこのように略記する。

(12) 「休明光記」の引用は、すべて『新撰北海道史』第五卷（一九三六・北海道厅）所収のものにより、以下、「道史」⑤頁数の形で略記する。

(13) このようなとらえかたの背景には、彼らが自分たちの華夷意識をロシア人の領土拡大の動きにも投影させて観ている側面があると考えられる。なお前掲菊池書、一七一～一七二頁参照。

(14) 前掲藤田論文も指摘する（六一二～六一三頁）ように、「史料」に見られる重蔵の意見と「休明光記」に記された蝦夷地御用掛りの方針との間には多くの共通点がある。この点については、今後具体的に検討して行く必要があろう。

(15) ここでいう「国脉」とは、「國家の体面」の意味であろう。

(16) 前掲荒野書、一六一頁。

(17) 山靼交易の存在は、幕府内部での西蝦夷地上知反対派の論拠の一つになつていて（前掲藤田論文、六二四～六二六頁）。

(18) これらは郷の設定のことを除き、「エトロフ会所日記」（①三〇六～、蔵）、「エトロフ書」（②一）、近藤重蔵「統蝦夷草紙」（道立北海道文書館所蔵）、「休明光記」（道史）（⑤三五八～三五九頁）などにより確認できる。

郷については、享和元年十二月の奥付がある「寛政開発惠登呂府嶋之記」（道立北海道文書館所蔵）。ただし近代の写本）すでに記載があるが、その設定時期は未詳である。

(19) ロシア側に属しているアイヌに対して、日本側に属しているアイヌ。その標識となるのは「風俗」である。「右（シモシリ）鷗住居之蝦夷者、三十年程已前迄者此方之蝦夷同様ニ有之候処、近比者不残赤人風俗と相成」（①九九～一〇〇）、「此方へ属候夷人ハ片時も早く此方風俗ニ被仰付候方可然哉、左候ハ、赤人へ属候夷人とハ其風俗も差別有之候ヘハ、自から彼方此方と張り合候而、弥其心も堅く可相成」（②一八一）、などの記述がある。

(20) 現在、渡島支厅上磯町内。

(21) この「土兵」については、「史料」①五八～六一頁でより具体的に述べられている。そこでは、「蝦夷地武備之儀者、日本之武士多く被差遣候ニモ及申間敷、矢張蝦夷を以土兵と被成候方可然哉と奉存候、（中略）已ニ日本ニ從伏候蝦夷候上ハ赤心を頼候方却而可然哉」（①五八）、「蝦夷之酋長、當時家来七八十人程ツ、所持候者も諸場所ニ有之候間、右之者共江其所之取締申付、其身一代脇差御免、羽織着、鉄炮壙挺御借渡、凡二人扶持程之御手当ニ而、遠見番など申役名を附、其以下も夫々相応之等差を立、（中略）追々仕法追究候ハ、彼等も日本人と相成候義を難有存候のみならず、外夷江向ひ禦侮忠心も出来可申義」（①五九）、「調練之法有之候ハ、天晴剛卒も出来可仕」（①六一）などの記述がある。

(22) ①八三頁と①一〇八～一〇九頁の記述の間には若干の相違があるが、基本の枠組は同一である。

(23) 当時は石狩川筋の地理が十分に解明されていなかつたため、このように表現したものと思われる。

(24) この時期の幕府内部の政治情勢については、前掲藤田論文・同榎森論文による。

〔付記〕本稿をまとめるにあたり、横浜近世史研究会の方々にはいろいろと貴重な御意見をいただいた。末尾ながら記して謝意を表わしたい。